

津野町高齢者見守り支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の日常の安否を容易に確認することができる環境を整備し、高齢者の在宅生活の安全性の向上を図るため、町内に居住する高齢者親族に対し、予算の範囲内において、高齢者の見守り確認機器(高齢者の日常の安否を確認することができる機器をいう。以下同じ。)の導入等に要す費用の一部を補助する津野町高齢者見守り支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて津野町補助金交付規則(平成17年2月1日規則第36号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げる要件を満たす高齢者(以下「対象高齢者」という。)の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族をいう。以下同じ。)とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1)65歳以上の者であって町内に住所を有し、かつ町内に居住し、在宅で生活している者

(2)導入した見守り確認機器を継続して使用する意思のある者

(3)対象高齢者と同居する者(同一敷地内に居住する者を含む)(以下「同居人」という。)がいる場合であって、就労等の理由により同居人が長時間居宅外にあり、常態的に対象高齢者のみで日常生活を送る場合においては、要支援2以上の介護認定を受けている者

(4)過去にこの補助金で対象高齢者となっていない者

(5)対象高齢者の安否確認が必要な際に、訪問等の対応ができる2名を確保している者

(交付対象機器)

第3条 補助金の交付対象となる見守り確認機器は、対象高齢者の居宅に設置し、親族または消防等へ連絡または情報が届くもので、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)対象高齢者の動作、熱等を感知した時に親族に連絡が届くセンサー型の機器

(2)対象高齢者が使用時又は長時間不使用時に親族に連絡が届く家電型の機器、または家電に設置する機器

(3)対象高齢者の日々の活動や位置を遠隔で確認できるICTを活用した機器

(4)対象高齢者の緊急時の消防等への通報機器

(5)その他高齢者の見守り機能を有する機器

(補助対象経費)

4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、見守り確認機器の導入等に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1)見守り確認機器本体(付属品を含む。)の購入費用
- (2)新規契約に必要な加入手数料又は登録手数料
- (3)見守り確認機器設置に伴う工事費及び工事手数料

2 前項の規定にかかわらず、以下に該当する経費は補助対象外とする。

- (1)見守り確認機器の破損、紛失等による当該機器の修理又は再購入に要する費用。
- (2)見守り確認機器導入後に係る使用料や保守費用など継続的に発生する費用。
- (3)その他、見守り確認機器導入に関連しない、他の用途を主とする機器やそれに付属する部品、各種手数料、工事費。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、2万円を上限とする。ただし、算定した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(見守り確認機器の事前確認)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、見守り確認機器の購入前に、津野町高齢者見守り支援事業費補助金事前確認申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて町長の事前確認を受けなければならない。この場合において、申請者は、事前に対象高齢者の同意を得ておくものとする。

- (1)見守り確認機器の種類、導入等に要する経費の内訳等が確認できる書類
- (2)申請者に係る公的身分証明書の写し(申請者が町外に住所を有する場合には限る。)
- (3)対象高齢者に同居人がいる場合においては、津野町高齢者見守り支援事業費補助金交付申請に係る同居等の場合における申請理由書(別記2号様式)
- (4)その他町長が必要と認める書類

2 町長は前項の規定により、事前確認の依頼があったときには、その内容を審査し、必要に応じて対象高齢者との面談を実施し、見守り確認機器導入の意思確認、世帯の状況の把握を行い、事前確認を終えたときは、津野町高齢者見守り支援事業費補助金事前確認通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 前条の規定により町長の事前確認を受けた申請者は、見守り確認機器の導入後、津野町高齢者見守り支援事業費補助金交付申請書(別記第4号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1)補助対象経費の支払及び内訳が確認できる書類
- (2)対象高齢者の居宅に見守り確認機器を導入したことが確認できる書類
- (3)その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、原則として、見守り確認機器を導入した日の属する年度内に行わなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を津野町高齢者見守り支援事業費補助金交付決定及び交付確定通知書(別記5号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の通知を受けた者が、補助金を請求しようとするときは、津野町高齢者見守り支援事業費補助金交付請求書(別記第6号様式)を町長に提出しなければならない。

(台帳の整備)

第10条 町長は、補助金の交付の状況を明らかにするため、津野町高齢者見守り支援事業費補助金交付決定処理簿(別記第7号様式)を備えるものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者がいるときは、その者から既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(調査協力)

第12条 補助金の交付を受けた者及び対象高齢者は、町長が実施する高齢者施策に係る調査等にできる限り協力するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日施行する。